第52回長野県景観審議会議事録

日 時 : 平成31年(2019年) 1月15日(火)

午前10時30分から12時00分まで

場 所 : 長野県庁議会棟402号会議室

- 1 日 時 平成31年(2019年) 1月15日(火)午前10時30分から12時00分まで
- 2 場 所 長野県庁議会棟402号会議室
- 3 出席者
- (1)審議会委員(五十音順、敬称略)

 赤羽
 直美
 上原
 三知
 大森
 女礼
 白鳥
 孝

 武山
 良三
 辻井
 俊恵
 藤澤
 泰彦
 丸山
 幸弘

 宮坂佐知子
 山口
 美緒

(2)長 野 県

長谷川朋弘 建設部長

猿田 吉秀 建設部都市・まちづくり課長

塚本 哲 建設部都市・まちづくり課 課長補佐

関川 憲生 建設部都市・まちづくり課 課長補佐兼景観係長

その他都市・まちづくり課景観係職員

以下、要旨

(都市・まちづくり課 関川課長補佐)

これより第52回長野県景観審議会を開会させていただきたいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます都市・まちづくり課 課長補佐兼景観係長の 関川憲生でございます。よろしくお願いいたします。

審議会の開会にあたり、建設部長の長谷川朋弘より御挨拶申し上げます。

(長谷川建設部長)

(あいさつ)

(都市・まちづくり課 関川課長補佐)

当審議会は、昨年4月に委員を改選しましたので、事務局から委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

お手元に名簿を配布してございますので、ご参照ください。

なお本日は、委嘱された委員の皆さま11名のうち、10名の出席をいただいております。 よって、長野県景観条例第40条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

建設部長の長谷川でございますが、所用がございますので、ここで失礼させていただきます。

会議事項に入ります前に、資料の御確認をお願いします。

本日の審議会の資料につきましては、あらかじめ送付させて頂いているところですが、参 考資料を除き、改めて一式をお手元に配布させていただいておりますので御確認いただきま す。

(資料の確認)

なお、本会議は公開で行われ、議事録はホームページにおいて公開されます。 議事録作成のため、御発言等の会議内容を録音させていただきますので、ご承知ください。

次に、「会長の選任」についてお諮りします。

先ほども申しましたように、昨年4月に審議会委員の改選が行われたため、改めて会長を 選任していただく必要がございます。長野県景観条例第38条第1項の規定により、会長は委 員の皆様の互選によって御選任いただくこととなっております。

委員の皆様から立候補あるいは御推薦がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います

が、いかがでしょうか。

(上原委員)

事務局としては、どのように考えていますか。

(都市・まちづくり課 関川課長補佐)

ただいま上原委員から、事務局案を求められました。事務局としましては、学識分野の武山良三委員が会長に望ましいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(都市・まちづくり課 関川課長補佐)

異議なしとのお声をいただきました。 それでは武山委員に、会長をお願いしたいと思います。

会長には席をお移りいただきまして、御挨拶のあと、会長代理を指名の上、長野県景観条例第40条第1項の規定により、これ以降の会議事項につきまして議長をお願いいたします。

(武山会長)

(あいさつ)

それでは、長野県景観条例第38条第3項の規定により会長代理を指名いたします。 赤羽委員に、会長代理をお願いしたいと思います。

(赤羽委員あいさつ)

それでは、これより会議事項に入りますが、最初に議事録署名委員を指名いたします。 本日は、赤羽委員と上原委員にお願いします。

それでは、会議事項1の「長野県の景観行政について」を議題とします。 これは、長野県の景観施策全般における説明事項です。事務局から説明してください。

(1) 長野県の景観行政について

(都市・まちづくり課 関川課長補佐 資料1により説明)

(武山会長)

ただいま事務局から説明のありました事項につきまして、ご意見、ご質問がありましたら

お願いします。

特にないようなので、次にまいります。

それでは、会議事項2の「飯島町の屋外広告物条例制定に伴う屋外広告物条例の改正について」を議題とします。

これは、屋外広告物掲出の禁止地域及び許可地域の変更を伴うことから、屋外広告物条例 第4条第2項及び第8条第3項に基づく諮問案件です。

事務局から説明してください。

(2) 飯島町の屋外広告物条例制定に伴う屋外広告物条例の改正について

(都市・まちづくり課 太田主事 資料2により説明)

(武山会長)

ただいま事務局から説明のありました事項につきまして、ご意見、ご質問がありましたら お願いします。

特にないようなので、諮問のとおり同意することで異存ない旨を、答申することとしてよいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(武山会長)

答申文につきましては、会長に一任いただくことでよいでしょうか。 それでは、そのように取り計らいたいと思います。

次に、会議事項3の「景観届出制度の改善について及び景観条例第39条に係る専門委員の 任命について」を議題といたします。

これは制度改正を目指す上での意見聴取の案件です。事務局から説明してください。

(3) 景観届出制度の改善について及び景観条例第39条に係る専門委員の任命について

(都市・まちづくり課 有賀技師 資料3、4により説明)

(武山会長)

ありがとうございました。結構たくさんありましたけれどもいかがでしょうか、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(白鳥委員)

こうした景観に関しての規制は、大変重要だと思うのですが、例えば太陽光というのは、

日本中で今、問題になっていると思います。そうしたときに、マスクをすればいい、見えなくすればいいという話だけではなく、もっと県として長野県内、信州の景観を保全するという意味で、何か別なアプローチがないかなと思います。

法規制で許可、基準等があって、景観の観点から規制ができるかどうかというのはまだ難しいとは思うのですが。例えば、最近、非常に気になっているのが中央西線、名古屋から長野に来る途中、大桑村のあたりで、西側を見ると、山の急斜面に太陽光パネルがかなりの大きさでつくられていますね。マスクしようがないし、何で許可が出てしまうのかなと、非常に不思議というか、不満です。

だから明らかに景観を阻害するものであれば、造られないようにするというか、県として 認めないというようなところまで踏み込まないといけないと思います。信州ふるさとの見え る丘というところからだけでこう規制をかけるのではなく、もうちょっと別のアプローチの 仕方がないと、これから長野県の景観というのはズタズタになってしまうなという気がしま す。何かいい方法があれば、ぜひ研究、検討をして、すぐにでも、転換しなくてはいけない のではないかなと思います。

(武山会長)

思い切って禁止地域的なものを設置してはどうかというようなニュアンスですか。

(白鳥委員)

ただ、個人の土地で外部の資本が入って開発されてしまうので、一回作ってしまうと、も うどうしようもないですよね。だからそうなる前に、何か手がないのかなと。

私、もともと、太陽光についてはちょっと懐疑的ですね。自然エネルギーという観点では 確かにわかります。でも、田んぼから畑からもうどんどん小規模、中規模、大規模で広まっ ている。この実態を見るにつけて、景観が本当にどうなっているのかなと。

一方では、九州発電株式会社はもう買電しないという方向を出しておりますので、電力会社がそうした方向を出さない限りは、いつまでもこれが続いていくだろうと思われます。FIT価格をもっと下げるということにならない限りは、いつまでも続いていくということになりますので、先の話ではありますが、あとで放置されたときの景観の痛ましい、ボロボロになった状態を、誰が保全するのか問題になると思います。

少なくとも、みんなが良い景観として共有しているところ、さっきの大桑村の太陽光ではないですけれども、ああいうものが規制できるようなことを、少なくとも長野県だったらもうやっていくんだという方向を持っていくべきじゃないかなと思うのですね。そんな思いを持っております。

(武山会長)

事務局、何か見解はございますか。

(猿田都市・まちづくり課長)

都市・まちづくり課長の猿田でございます。

今、委員からご指摘のとおり、大桑村の木曽川沿いに大きな太陽光パネルがありまして、 列車の窓からよく見えているということで、景観の関係が、一つの反省材料となってござい まして、今回の取り組みは景観法の枠組みの中で、できることからやっていきたいというの がまず1点ございます。

実際には農地にしても、森林にしても、土地利用という観点からの規制、あるいは適正化を図っていかないと、景観だけでは全てはできないと思っております。そういった課題意識は県庁全体でも思っておりまして、その中でまず先行して、景観法でできるところからスタートするということで、これで全て解決するというふうには思っておりません。土地利用面含めて、総合的に検討していきたいという気持ちでございます。

(武山会長)

上原委員、どうでしょう。

(上原委員)

今の白鳥市長のご指摘、一番大事だと思います。海外では景観計画(ランドスケープ・プランニング)イコール土地利用計画ですけれども、日本では、建物とか看板の表面の色彩的な意味合いでとられるので、どうしても事後対応的なことしかできない部分が問題かなと思います。

今、景観法の中でできる範囲でやっていく上でも、ひとつ申し上げると、例えば駒ヶ根市は事前に届出を出して、審議会でもシミュレーション写真を出して事前に検討することをやっていただいております。基礎自治体ベースで考えると、事業者側が例えば駒ヶ根市は手続きが面倒だから、隣の市町村につくろうと、逆のバイアスにつながることもあると思うので、とにかく全県単位で、そういうバイアスをなくす事前のシミュレーションが導入できると、非常に意味があるのかなと思いました。

あと、問題はそのことによってきちんと、何ができるのかというところがセットになっていないといけません。届出だけが出てきて、写真は出てくるけれども、はい手続きを踏みましたという形になってできてしまうと、実際には事務作業(開発者も行政も)だけがふえて、結局は開発自体そのまま実施され、市民の不満も改善されないということを、避けていく実質的な機能をいかに担保できるかが重要と思います。特にさっきの写真だけで見ると、実は時間帯によっては光の反射の影響ですごく気になったり、そうでもなかったりします。また季節による緑や、水田の色など大面積を占める周囲との色の関係が重要です。海外では実際の彩度、明度だけでなく目に入ってくる明るさを反映した色に変換してそのインパクトを計測する論文なども出されております。例えば、市街地ですでに人工的な色が雑多に存在する場所では新しい太陽光パネルの設置はそれほど違和感がありませんが、青々と空や山並みを写す水田に一部太陽光パネルが設置されるととても違和感が大きいということを定量的に計算することもできるようです。それも、先ほどのシミュレーション写真を誰がつくるのかというのに非常に依存していて、業者にお願いしますとなると、とりあえず何となく面積が近いのを持ってくるのであれば、それは実際に見る景観とは違うわけですよね、そのあたりがひとつ検討すべき点かなと思いました。

あともう1点は、さっき実際に森で、木で隠せばいいじゃないかみたいな話がありましたけれども、実際には、木を入れると陰ができるので発電力が落ちたりとか、そういった問題とセットなので、どうせやられるのであれば、その周りに例えば台風とか、全部ができたときにパネルは飛ばないとか、設置側にもメリットがあるような形で協議されるのがより効果的だと思いました。結局、何度かやり取りしたのだけれど風景は前より悪くなるということでは、ちょっともったいないですね。

最後にもう1点、眺望点、賛成ですけれども、先ほどの諏訪の事例なんかを見ても、写真だと「しょうが無いかな…」みたいな感じになるので、距離の設定、非常に重要かなと思います。ここでも、そのポイントさえ避ければ良いというメッセージとして捉えられるとあるエリアに開発が集中するというバイアスになることも想定したほうがいいかもしれません。さっき、電車から見えるという大桑村の事例がありましたけれども、眺望点に「1日、年間、何人の人が行くか」みたいな話と、「電車で何人通るか」といった、その量の関係で考える必要があります。白鳥市長もご発言されましたが、段丘林とか、多くの人が1年を通じてたくさん目にされるところの方がよほど重要なのに、年間に数人から50人しか行かないところも眺望点だからと優先されると、意味が半減するかなと思いました。

(武山会長)

ほかはいかがですか。

(藤澤委員)

生坂村でございますが。小さな村でございまして、昨年、設置条例をつくりまして、地元が全員賛成をしないと、設置できないようになっております。最初は事業者の説明に対する課題もあったのですが、やはりしっかり説明をしてもらわないといけません。いつの間にかできていて、「あれ、どうしてあそこ大きく伐採して太陽光発電ができているのか?」という話になってしまって、本当に景観的によくないわけですよね。

それで、どうすればいいかなと思って、麻績村が最初に条例を制定しました。やっぱり地元の皆さんがいいと言わないとダメだと。田舎の村ですので地権者は村外に転出している人が多く、山を持っていると困るということで業者に売りたいわけですよね。そうすると、もう大体のところがこうなって進んでしまう。そうすると、あとで山崩れが起きたり等、山地災害の可能性もありますし、景観もよくならない。そういうことから、思い切って生坂村設置条例をつくりまして、地元の皆さん全員の了解が出ないと設置できないということにしました。規模も関係なく小さい、50キロ以下は、事前届は要らないですよね。だからそういうものから大きいものまで、当然、小さな村ですからメガソーラーができるほどの山はないですので。この現在の届出の規模というのはメガソーラーの規模ということですか?

(関川課長補佐)

メガソーラーといわれる規模ではありません。

(藤澤委員)

では、小さいものですね。

(関川課長補佐)

小さいものです。

(藤澤委員)

規模に関係なくやっていかないと本当にズタズタに、そこら中で太陽光発電ができてきて しまう。

長野県って、本当に自然を大事にしなければいけない、景観を大事にしなければいけない 県だと思うのですね。そういう点で移住者が多いと思うのです。だから、やはり早めにもっ と厳しい話し合いをしていって、太陽光発電施設がなかなかできないというか、造れないよ うな形にしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

(武山会長)

ほか、いかがでしょうか。

一方で自由に開発する行為みたいなものもあるわけですから、そこで県民の合意として、 やっぱり長野県としては景観に影響のある施設は造らない方向にしようねという合意形成で すね、今後しっかりとつくっていく必要があるかなというふうに思います。

それからこの手続のフロー、タイムスパンみたいなものもあわせてご検討いただいたらいいかなと思います。あまりにも長くかかるようであれば、非常に部分的になってしまいますので、進める上で、合意形成しやすいタイムスパンというものもあわせてお考えください。

もう1点、電子的な情報交換といいますか、手続や公開の方法もぜひご検討いただいたらいいかなと思います。なかなか住民説明会をするということも大変ですし、もちろん1回はしなければいけないと思いますけれども、参加できない方も多いと思いますし、そういった方々がネット等で確認できるとか、あるいはネットをお使いの人、VR(Virtual Reality)みたいな表現も使いますから、より広角的に景観を確認できるようなことも考えられますので、その辺も少しご検討いただいたらどうかと思います。

よろしいですか。では、この件につきましては、そのようなことを踏まえて、引き続き検討いただきたいというふうに思います。

(4) 平成30年4月に発生した屋外広告物の事故について(報告)

(都市・まちづくり課 太田主事 資料5により説明)

(関川課長補佐)

本日、小坂委員さんから、一言言われると理解しておりましたところ、今朝、電話がありまして、この件につきまして、長野県の事業者がここに関与しているわけではありませんが、

業界としましては、この事件を非常に重く見ているということで、屋外広告士等の講習会等で注意喚起、教育という形でみっちりとやっておりますとお伝えいただきたいというお話がございましたのでご報告させていただきます。

(武山会長)

まあ、人身事故にならなかったことが本当に不幸中の幸いかと思いますけれども、今もご 説明ありましたが、長野県外の業者が、あるいは正規の登録以外の業者がフッと下請けに入 って施工してしまうというような事例もあるようです。

その根本としてはコストカットですよね。非常に厳しいコストの中でやっていくので、安くすると、当然、そういうような流れになってしまうというところで、広告業者だけでなく、いわゆるクライアント側といいますか、お店のほうに対しても、ちゃんと適切な経費を使って店舗をつくるというような指導もあわせてしていく必要があるかなというふうに思います。何かご質問、ご意見、よろしいですか。

(5) 屋外広告物事業者登録等の申請様式変更について(報告)

(都市・まちづくり課 太田主事 資料6により説明)

(武山会長)

はい。特によろしいですね、様式の改定ということですので。

(6) 議事全般に関する委員発言

(武山会長)

はい、本日としましては、議事全般に関する委員発言となっております。時間は押しては いますけれども、せっかくですので30秒以内でお願いしたいです。景観に対するご意見、思 い等々、ご発言いただけたらと思います。

白鳥委員から順番に、一言お願いいたします。

(白鳥委員)

私は、もともと看板については、日頃規制をもっとすべきという思いでおりまして、視覚で捉えていく看板の果たす役割というのが、今スマホだとかQRコードとか、いろいろなものに変わっていくというのと、あと、カーナビが随分発達していますので、やっぱり今の時代に合わせたような看板を変えるということで、看板の本来の果たす役割というものを、今の技術に変えていくということも、もっと積極的に捉えてやっていくべきじゃないかなと思っています。

(大森委員)

大森です。本当に慣れないお話を聞きましたが、とても大切なことだと思っております。

また勉強させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(上原委員)

先ほどの看板の事故の話は新設の話だと思うのですけれども、これから劣化していくというものに対してどういう対応ができるのか、全国でこういう形状のものは事故を起こしやすいよというような形でリスト化することで、事業者に自らできるだけ大きな看板を設置しない方が責任問題の点で意義があると思わせるような方向につながるような趣旨も必要かなと思いました。

(赤羽委員)

私、長野県の建築士会で、今、景観整備機構の委員長をさせていただいていますけれども、 その委員会で今現在、景観アドバイザー養成講座というのを開校しておりまして、いろいろ と勉強をしております。

これからは建築士として、景観に対するアドバイスができていければと思います。よろしくお願いいたします。

(山口委員)

山口です。今の中でちょっと思っていたことで、眺望点の話の中で景勝地、あるいはランドマークというお話があったと思うのですけれども、そうすると目立つものよりも目立たないものの方が、非常に素朴なものの方が残らない、残っていかないという現状もあるかと思いますので、書類とか、そういった制度の中で残していくのは難しいかとは思うのですけれども、目立たないものや、素朴なもののご配慮もぜひいただけるといいのかなと思いました。以上です。よろしくお願いいたします。

(宮坂委員)

宮坂です。先ほどお話に出ていた中のすごく気になった点で、私どもの霧ヶ峰という地域に、太陽光の発電所が188~クタール、東京ドーム40個分の広さでできるということが、今、問題になっています。それがやっぱり届出が通ってしまうというのが非常に問題で、ある程度の規制がかからない、規制があってもそれをすり抜ける、網がかからないという状態があり、この景観の中でも、もっとこう強く規制ができないかなというのはすごく思います。

後世にわたってそういったことをするなんて、本当に汚点になると思うのですね。子どもたちに対しても、その景観を守っていくというのが口だけになってしまうような、そんなことにならないようなことを、これからしていきたいというのと、あと、屋外広告物に関しても、施主側の理解を、もっとメンテとかそういったものに理解いただいていくような仕組みづくりができていければと思っています。

(丸山委員)

今日はありがとうございました。やっぱり景観というのはなかなか難しくて、県一律ではなかなかうまくいかない部分がかなりあると思いますし、各市町村のいろいろな事情があっ

て、できるだけきめ細やかな活動をしていかないと、景観というのは守られていかないと思います。ぜひ県のほうでも、情報交換を市町村さんとしていただいて、こまめな条例改正等検討をしていただければありがたいなと思います。以上です。

(藤澤委員)

生坂村、中心地が国道19号から離れてしまいまして、中心地のほうに今度「道の駅いくさかの郷」ということで4月下旬にオープン予定ですが、ある程度、看板は必要かなと思っています。国道から入ってきていただかなければいけないので、それはもうちゃんと基準に合った大きさ、県の条例に合った大きさで今、設置をする予定ですが、景観に合った看板、また統一した看板も必要かなと思います。長野県はこんな形が観光用の看板で、これは公共施設用の看板と、そんなようなことも考えていけばいいかなと思います。

それから本当に太陽光発電、自然エネルギーを活用することは大事なことですが、やはり 景観を優先して考えていただきたいなということがありますので、今後、しっかり協議をし ていくということですので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

(辻井委員)

まず景観における太陽光の問題に関してですけれども、6年ほど前に景観審議会で、景観として何とかできないのかというようなお話をさせていただいたことがあります。以前は、建築物や工作物としての規制もできないとのことでした。たまたま、森林のほうでも森林地域会議の委員をやらせていただいているので、森林法で山を守るという観点で何とかできないかと、しかしそれもできないと。では、もう景観で何とかならないのかというような形でお話をさせてきていただいています。

個人所有の土地の利用方法ということで、そこに大きなハードルがあるという話もその場でも出ました。その中でも少しずついろいろな条例はできてきてはいます。私もずっと、何年も気にしながら、いろいろな場所を見てきていますけれども隠したからいいという話にはならないですが、隠れているというだけでも見え方が大きく変わってくるというのがあります。「どこから隠れている」というのはちょっと難しいんですが、例えば大きな道路沿いとかであれば、セットバックするだけでも運転者の視界には入らない場合もあり、位置によって大きく違うなと思ったり、山の中であればセットバックすることで、大きな森の裏にあるとやっぱり見えないなというところもあったりします。

先ほどの眺望点という話にもつながってきますけれども、いわゆる眺望点、視点場という、 ランドマークとかそういうのももちろんですけれども、大きな幹線道路、あとは電車側、通 路なども連続する視点場として考えられるものなので、そういった大きなもの、線路沿い、 大きな道路沿い、それと大きなランドマークから、最低でも見えないような工夫というのが できればと思います。つまりはセットバックという話にもなるのですけれども、そういった 工夫ができればいいなと、私の中では切に思っております。以上です。

(武山会長)

ありがとうございました。

景観審議会ということで審議案件というものが多くあるわけですけれども、こういう議論 といいますか、意見交換といいますか、そういったことをやっていかないと、非常にその定 性的な部分、ソフトな部分をこれからどうしていきますかということができないかなと思い ますので、少し次回はそういう意見交換ができるような時間を取っていただいて、審議案件 プラス懇談というようなことでこの審議会を進めていけたらというふうに思います。よろし くお願いします。

それで、会議事項2のほうが諮問案件であったので、ちゃんと合意できているかどうかということを確認せよということですが、皆さんから特になかったので合意していただいたということで理解しておりますが、よろしいですか。

(一同)

はい。

(武山会長)

ありがとうございます。それでは本日の案件は以上ということで、事務局にお返しします。

(猿田都市・まちづくり課長)

委員の皆様には、長時間にわたり、活発な御審議をいただきありがとうございました。 武山会長様はじめ、委員の皆様に御礼を申し上げるとともに、本日いただいた貴重な意見 を、今後の本県の景観育成の推進に活かしてまいる決意を申し上げまして、御礼の言葉とい たします。

(都市・まちづくり課 関川課長補佐)

以上をもちまして審議会を閉会といたします。 本日は、誠にありがとうございました。

(終)